

夫婦別姓訴訟最高裁判決（最大判平成 27 年 12 月 16 日）（裁判所ホームページ）

本件は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定める民法 750 条の規定が、憲法 13 条、14 条 1 項、24 条、女性差別撤廃条約等に反するとして、原告（控訴人・上告人）が、これを改正しない国会の立法不作為に対する国家賠償を求めたものである。

最高裁は、以下のように述べて、民法 750 条は憲法に違反しないと、したがって国家賠償請求も認めなかった。すなわち、

- ①「本件で問題となっているのは、…自らの意思に関わりなく氏を改めることが強制されるというものではない」。氏に「社会の構成要素である家族の呼称としての意義があることからすれば、氏が…婚姻を含めた身分関係の変動に伴って改められることがあり得ることは、その性質上予定されているといえる」。「現行の法制度における氏の性質等に鑑みると、婚姻の際に『氏の変更を強制されない自由』が憲法上の権利として保障される人格権の—内容であるとはいえず、「本件規定は、憲法 13 条に違反するものではない」。
- ②「本件規定は、…夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく」、「本件規定は、憲法 14 条 1 項に違反するものではない」。
- ③「婚姻及び家族に関する法制度を定めた法律の規定が憲法 13 条、14 条 1 項に違反しない場合に、更に憲法 24 条にも適合するものとして是認されるか否かは、当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響につき検討し、当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべきものとするのが相当である」。
- ④「現行の民法の下においても、家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ、その呼称を一つに定めることには合理性が認められる」。「近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ」、夫婦同氏制に伴う「不利益は、このような通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである」点などを総合的に考慮すると、夫婦同氏制が「直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはでき」ず、「本件規定は、憲法 24 条に違反するものではない」。

なお、3 名の女性裁判官を含む 5 名が、夫婦同氏に例外を認めない民法 750 条は憲法 24 条に違反するという意見を述べている。96%を超える夫婦が夫の氏を選択しているという現実をどのように評価するかが、判断を分けたといえる。